

第3 計画策定の考え方

1 施策の検討

条例に基づく11の基本的施策に関する課題や方向性を踏まえ、第一期計画に引き続き、施策の目標と今後5年間の少子化対策の具体的な取組内容を定めることとします。

取組内容等の検討に当たっては、本道の少子化の現状や要因、道民の意識・ニーズなどを十分踏まえるとともに、第一期計画の評価結果も反映させることとします（図表19）。

2 目標（事業指標）の設定

第一期計画において設定した事業指標の進捗状況や水準、「新・北海道総合計画」及び「北海道保健医療福祉計画」等に掲げる目標水準などを踏まえ、取組の数値目標である事業指標を設定します。

事業指標は、「国の特定12事業に関する事業指標」及び「道の独自設定による事業指標」の2つに区分しています。

（1）国の特定12事業

この計画は次世代法第9条に基づく行動計画としても位置づけていますので、指定都市及び中核市を含めたすべての市町村を包含し、市町村行動計画との整合性を図る観点から市町村目標量の積上を基礎として定めることとします。

（2）道の独自設定事業

第一期計画策定時の考え方を基本的に踏襲し、目標水準に達していない項目や目標に達しているもののニーズの変化等を踏まえ水準を変更しなければならない項目について新たな目標水準を設定するとともに、他の計画において指標として設定している項目、その他計画期間中に最低限達成すべき目標を設定する必要がある項目について定めることとします。

3 重点的な取組

第一期計画では、道が主導して進める重点的な取組を「子ども未来づくりパワーアッププロジェクト」と総称し、「子育て」と「子育ち」の2つのステージとそれを社会全体で支える「地域の基盤づくり」に区分し、それにおける主な課題に対して取組を進めてきました。

第二期計画では、これに新たに「若年者の自立」のステージを加え、「子ども未来づくりパワーアッププロジェクトⅡ」（以下（「プロジェクトⅡ」という。）として、それぞれの主要な課題に重点的に取り組み、少子化対策を更に力強く推進することとします。（図表19）

【図表19：条例と実施計画の関係】

